

Title	カール・レーヴェンシュタイン著『近代國家における君主政治』
Sub Title	Karl Loewenstein : Die Monarchie im modernen staat
Author	多田, 眞鋤(Tada, Masuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1956
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.29, No.5 (1956. 5) ,p.74- 78
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560515-0074">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19560515-0074</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

Karl Loewenstein:

## Die Monarchie im modernen Staat

Frankfurt am Main 1952. 151 Seiten.

カール・レーヴェンシュタイン著

## 『近代國家における君主政治』

一 本書の著者カール・レーヴェンシュタインは、嘗てはドイツにおいて政治學を研鑽していたのであるが、恐らくナチス政權の壓カによつて亡命し、現在はアメリカ・マサチューセッツ州の Amherst College の政治學擔當教授である。ドイツにおいては、マックス・ウェーバーに師事し、本書にも、マックス・ウェーバーとその夫人マリアンネ・ウェーバーに獻詞を捧げている。

著者は本書以外にも、「ヨーロッパの政治的再建」等のすでに著名になつてゐる勞作がある。本書は、第一章 君主制の現状、第二章 君主制の諸形態、第三章 君主制の根據、第四章 君主制の復興、の四章で構成されている。以下各章ごとに著者レーヴェンシュタインの所説の要點を紹介してみよう。

第一章 君主制の現状 (Die heutige Ausbreitung der Monarchie) では、第一次世界大戰を契機として、君主制の實體的根據は次第に薄弱となつて來たのであり、第一次世界大戰の勃發した一九一四年頃は、ヨーロッパで君主制を採用していない國家は、フランス、スイス、ポルトガル(一九一〇年以後)のみであつたのであるが、現在では殆んどすべての國家が共和制を採つてゐる。

現在君主制を採用してゐる國家は、イギリスとそのドミニオン、オランダ、ベルギー、デンマーク、スエーデン、ノールウェイ等のスカンディナヴィア諸國であるが、イギリスのドミニオンのうちでも、南アフリカ連邦はナショナルリズムが活潑であつて、分離獨立の可能性があるし、カナダ、オーストラリアは實際上共和國といつても過言ではなく、第二次大戰後はインドもコンモンウェルスの枠内にあるとはいふものの、獨立國となつてゐるようには、イギリスとそのドミニオンも完全な君主制とはいえない。オランダ、ベルギー、スカンディナヴィア諸國は、政體上というよりむしろ國家形態上の君主國家といえるし、この意味からは、モナコ、リヒテンシュタイン等も君主制國家ではある。

第一次世界大戰を契機として君主の戰爭責任が問題視され、ロシア、ドイツ、オーストリアが共和制となり、續いてトルコ、スペインが君主制を廢し、第二次世界大戰は君主制の實體的基礎を崩壊させるテンポを促進させ、一九四六年六月二日の國民投票によつてイタリアではサヴォイ王朝を廢止した。

ブルガリアは一九四六年九月八日の國民投票によつて君主制に終止符を打ち、ユーゴスラヴィーではチトーがピーター幼帝を國外に

道放し、ルーマニアでは、共產主義國家に君主が存在するという奇妙な現象が暫時超つたが、一九四七年の暮にミカエル王は亡命した。ギリシヤにおいてのみ、イギリスの銃剣とアメリカの財力が君主制を復活させている。

ヨーロッパ以外でも中國においては一九一一年以後共和制となり、インドネシアは名目的にはオランダの王冠を載てはいるが、實質上は共和國であり、ビルマ、フィリッピン、南北兩朝鮮等いずれも共和國である。日本はアメリカの占領政策(恐らく頗る賢明な)によつて「國民統合の象徴」としての天皇が存続し、新憲法によつて國事行爲權を保有したのである。

一世紀前は、世界にあまねく存在した君主制は、第一次世界大戰を契機とし、更に第二次世界大戰を経過して、現在は「殘滓」(Kimmerliche Reste)として存しているのみである。第一章において著者は「君主制の現状」を概観し、次いで第二章「君主制の諸形態」に論を展開する。

二 「君主制の諸形態」を論述する前提として、君主制、共和制の概念を明確にするには、當初に國家形態(Staatsform)と政治形態(Regierungsform)を區別する必要があるという。例えば、イギリスは國家形態は君主制であるが、政治形態は民主制であり、ソ連邦は、國家形態は共和制であつても、政治形態は獨裁主義であるのであるから、國家形態として君主制、共和制の價值判斷をなすことは妥當ではない。政治權力の所在、更にその政治權力がいかにして國家意思を形成し、國家指導をなすかが重要な問題である。

君主制は人類の創造した制度のうち、最も古く、長年月を經過したものであるから、いわば超感覺的、神秘的、神話的色彩をおびるに至つたほど人間感情に根ざしている。これに對し民主共和制は、合理性によつて支えられており、君主制とは對照的である。デモクラシーにも「Volkes Stimme Gottes Stimme」とか「das Volk letzten Endes immer recht hat」とかいつた神話的な形容語があるが、これらはデモクラシーの理論的根據ではなく、單なる修飾語である。この前提に續いて、レーヴェンシュタインは、世襲君主制、君主選舉制を歴史的實例を以て説明し、專制君主制、君主權の後遺(Die Nationalisierung der Krone)の状況を述べ、立憲君主制(中歐型)と議會主義的君主制(西歐型)を分けて考察する。

著者によれば、中歐型立憲君主制の特質は、一般に *Le roi régné et Gouverne* の形式を採るといふ。すなわち、君主は統治者であるのと同時に、政治權力の保持者なのである。著者はこの型の立憲君主制を、ドイツの實例を擧げて詳細に説明し、この中歐型、或いはドイツ型立憲君主制は、バルカン諸國にも現れ、この型は獨裁制への道につながるものとしている。これに對し、議會主義的君主制の特徵は、*Le roi régné mais il ne gouverne pas* の定型であり、これはいわゆる君主は國事行爲のみで國政權能はないものである。

前者を下ドイツ型とすれば、後者はイギリス型であるとして、イギリスにおける議會主義的君主制の展開状況を説明している。

しかして、君主制の歴史的考察と現状を論述した著者は、結論として、專制君主制はもはや存続の可能性はなく、立憲君主制ですら

世界の民主主義的趨勢の前には存続しえなくなり、僅にイギリスの例にみられるような、歴史的、國民心理的條件に根據を有する議會主義的君主制が存続するのみであるという。

三 第三章 君主制の根據 (Die Rechtfertigung) として、著者は「感情的根據 (Die gefühlsmäßige Rechtfertigung)」と「合理的根據 (Die verstandesmäßige Rechtfertigung)」の二つに大別して考察している。

更に「感情的根據づけ」も細別するならば、王權神授説を以て典型とする自然發生的政治形態として信奉せられる「宗教的要素」によるもの、家長權的思想から由來する「國民の父」として崇拜するもの、「正統性」の思想、すなわち、特定の傳統的家系の支配に合法性を認めようとする思想、などであるという。然し、最後の正統性による感情的根據づけには、二つの大前提を必要とする。換言するならば、この前提がなければ正統性の存立要件がないのである。第一の前提は、王家が古くしてその支配する國土に深く根ざしている必要であり、第二は、所謂通綿として斷絶のない王朝血統の支配という事實である。

この二つがあれば、國民心理のうち、支配の正統性の感情的根據が持續するものであるという。合理的根據についても、著者は次の三つに分類している。すなわち、

(1) 中立的權力としての君主制 (Die Monarchie als neutrale Gewalt)

(2) 國家の象徴的具體としての君主制 (Die Monarchie als symbolische Verkörperung des Staates)

(3) 君主制と國家機關 (Die Monarchie und der Staatsapparat) である。

(1) 中立的權力として君主制の必要をみとめる見解は、Benjamin Constant の「立憲君主制は大きい特質を有している。すなわちそれは、君主の人格のうち、中立的權力を創り出しているからである。君主の人格は傳統や回想にふちどられて公衆から尊敬される。この尊敬こそ政治權力の基底になるものである。」という考えから派生している。ユンスタンのこの三種分立論に附加した第四の中立權力としての君主權を、著者は君主制存立の合理的基礎の雄なるものとして當初に論じている。

(2) 君主權を中立權力とする見解は、必然的に君主を國家的統一の象徴とし、具體的な國家の中心存在としてしまふ。一八・九世紀の精神的風土 (Vernunftklima) において成立したデモクラシーは、各國家の政治生活において政治的シンボルの重要性を看過していた。

このような觀點から論ずれば、デモクラシーより中世的專制君主制や現代型の大衆獨裁政治の方がむしろはるかに秀れている。

すなわち、具體的家徴を政治生活の中心におき、それによつて政治的國家統一をなしているからである。

(3) 君主制と國家機關について、著者は君主制と官僚機構、君主制と軍隊に分けている。

(4) デモクラシー國家におけるよりも、專制君主制國家において、

有能な官僚が形成されてくる。プロシア、ドイツ、ワイマル共和国、等を例證して君主制と官僚機構を論じているが、著者は、官僚が君主に對する忠誠心の代りに、職務に對する献身と専門技術に對する誇りがあるならば、デモクラシーのもとでも信頼しうる官僚が形成されるのであるといひ、アメリカにおける職業官僚の發達を例證している。

(H) 強力な軍隊のため君主を必要とする考え方は、過去においては妥當していたが、現在では國民の防衛意志や軍隊の力は政治形態とは不可分のものではない。

四 第四章 君主制の復興について (Über die Restauration der Monarchie) では、その復興の仕方 (Technik der Restauration) を述べ、近代史における君主制復活を論じている。

すなわち、現今君主制の復興を阻止するために憲法に明文化してある國家がヨーロッパには三つある。フランスは既に一八八四年に共和制を改變するような憲法改正を取りあげることができない旨の規定を、一八七五年二月の憲法に附加したのであるが、一九四六年の新憲法九五條にもそのまま採用している。

イタリアでは、その一九四七年憲法の第一三九條にフランス憲法その趣旨を規定しているし、西ドイツ基本法では、第七九條第三項で第一條、第二〇條の規定に抵觸するような基本法の變更を禁止している。第二〇條はドイツ連邦共和國の規定である故、連邦でも各邦でも君主制を採用することは法的に不可能となつてゐる。

然し、君主制の復活は非合法的な革命的手段によつてなされること

があるから、問題は法規ではなく、君主制復活を可能にする條件であるとして、君主制復活の社會學と生物學 (Zur Soziologie und Biologie der Restauration) に論を展開している。この問題について著者は次の五つの項目を設けている。すなわち

(1) Die demokratische Einkleidung der Monarchie (君主制の民主的表現)

(2) Die sozialen Klassen (社會階級)

(3) Die finanzielle Grundlage der Monarchie (君主制の財政的基礎)

(4) Die biologische Seite der Monarchie (君主制の生物學的側面)

(5) Legitimus und Diktatur (正統主義と獨裁)

である。その要旨に簡単に觸れてみる。

若しも君主制が復活するとするならば、それは實際に支配したかつての專制君主政治であつてはならない。君主は民主化されねばならず、特殊の教養よりむしろ一般的な市民の教養を必要とするのである。さらに又、君主制を復活するためには、君主制の擔手になる階級が必要である。土地貴族、一般貴族、將校團、上級官僚、大地主が存在し、それらが君主制復活を要望し、その要望を充足するにたる社會情勢を必要とする。現今の社會の二大階級は資本家と勞働者であり、資本家は營利を中心として行動するのであるから、營利のため君主制を支持することはあつても、それ以外の何んらの理由もない。勞働者階級は共和制を支持する。それ故君主制を復活させるには、有産階級を支持層とするか、あるいは、廣泛な國民層に對

する働きかけを計畫せねばならない。さらに又、財政的基礎からみれば、君主制復活のためには支持政黨の政治資金、その他の資金が相當額必要であり、著者はこの觀點からみても、君主制復活の可能性は見込みがないとする。

生物學的觀點から君主制の復興をみるならば、往時のヨーロッパの各王家では、優生學上の所謂「同族結婚」が續いたため、單調と愚鈍の遺傳が現れている場合がかなりある。

君主制復活は、このような生物學的視野からも再検討され、その是非が論ぜられなければならない。

以上で各章ごとにレーヴェンシュタインの所説の要點を簡単に紹介してみた。

政治學の文献のうちで、この著書のように君主制を多角的視野から、歴史的省察と理論的説明を併行して試みたものは、めずらしいと思う。

政治制度を研究するものにとつて、一讀に價する文献かと思われ

(多田眞勳)

Friedrich Nowakowski:

Das Österreichische Strafrecht in  
seinen Grundzügen (1955)

Verlag Styria 255 S.

フリードリッヒ・ノヴァコウスキー著

『オーストリア刑法綱要』

一

ここに紹介するフリードリッヒ・ノヴァコウスキーは、現にオーストリアのインスブルック大學で刑法を講じている中堅の刑法學者である。著者の経歴についての詳細は、筆者のよく知るところではない。その作品も、あまり数は多くないようである。恐らく本書は、體系書としては著者の處女作であろうと想像される。論文は、しかし最近次々と公表されているが、これ等はひとりオーストリアに於てのみならず、ドイツ、スイスの刑法雑誌にも現われている。このことからみても、著者はオーストリアの新進にして有能な刑法學者であろうことは、想像に難くない。公表された論文の中特筆すべきものは、スイス刑法雑誌六五卷(一九五〇年)三二二頁以下の「Das Ausmaß der Schuld」、全刑法雑誌六三卷(一九五一年)二八七頁以下の「Zur Lehre von der Rechtswidrigkeit」及びオース